

# 尼崎市定住・転入促進情報発信サイト再構築及び保守運營業務仕様書

## I 件名

尼崎市定住・転入促進情報発信サイト再構築及び保守運營業務

## II 目的

尼崎市では「あまがさきで子どもを育てる人を増やす」ことをまちづくりの総合指標の1つに設定し、まちの魅力を高めるための様々な事業や、教育や治安・マナーの向上などマイナスイメージの払拭のため課題解決に取り組んできた。そのようななか、平成29年3月には、『定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」』を開設し、本市の魅力（人、地域コミュニティ、学び等）や課題解決の取組（施策等）を分かりやすく発信してきた。

様々な取組の結果、本市のイメージは改善し、「住みやすいまち」、「穴場なまち」として注目されるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化している。また、尼ノ國サイト構築当時は、これから尼崎城がオープンするという時期であったため江戸時代風のデザインとしているが、平成31年の尼崎城に続き令和2年に歴史博物館がオープンするとともに、阪神尼崎駅周辺の観光体制が整備され、観光に関する情報発信は観光部局が主導している。

本業務は、こうした本市を取り巻く情勢を踏まえ、現行のコンテンツ見直しと新規コンテンツの追加によりサイトを再構築し、全体デザインの刷新を図るとともに、現行サイトの課題や他サイトの優れた機能等を踏まえ、完成時点で最良の定住・転入促進情報発信サイトを目指すべく、リニューアルを実施するもの。

## III 業務概要

業務実施にあたっては「尼崎市住まいと暮らしのための計画」の目的や考え方、鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりの推進の取組の考え方及びまちに関わる人が楽しみながらまちへの興味・関心を寄せつつ、まちの課題を自分ごととして考え、行動する人が増える「みんなの尼崎大学」の取組等を十分に理解したうえで、当該考え方に共感する人が増えるような効果的な情報発信が実現できるような提案とすること。

### 1 企画

サイト名・コンテンツ名、全体構成・コンテンツの見直し、サイトのPR方法、閲覧ビュー数の継続的向上に向けての工夫

### 2 構築業務

ソフトウェアの調達、コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の設計・開発・構築、デザインの設計・構築、コンテンツの企画・撮影・取材・原稿製作、運営マニュアルの構築、レンタルサーバーの提供、当該システムの操作教育の実施

### 3 保守運營業務

サイト構築期間中及びサイト構築後における運営保守、ページ更新、レンタルサーバーの提供、アクセス解析レポートの作成

## IV 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで。

ただし、サイトリニューアル公開は、令和5年3月1日を予定している。

なお、本業務の適正な履行が確認された場合、保守・運營業務については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを目安として、尼崎市の会計年度ごとに、令和4年度受託事業者との随意契約の締結を予定するものとする。

## V 掲載予定内容

各項目のページが連動することができる仕組みとすること。

	項目	撮影・原稿 製作の有無	現行サイト から移行	備考
1	本市の魅力紹介	○	—	本市の利便性のよさ等の魅力を数値やグラフ、イラスト等を用いて分かりやすく紹介する。
2	本市エリアごとの特徴紹介	○	—	鉄道駅周辺を基本として8エリア程度。市域全体の地図から紹介するエリアが選択できること。各エリアは、地図や写真、イラスト、動画等を用いて、本市のことを知らない方へも多様なまちの雰囲気が伝わるような内容とすること。
3	エリアごとのまちづくりの取組紹介	○ (カテゴリの設定のみ)	—	各駅周辺で実施している社会実験等の取組について、事業の最新の状況などを掲載できるカテゴリを設定する。なお、記事掲載は市で実施する。
4	本市だからできる暮らしの紹介	○	○	現行サイト「尼ノ暮らしー合戦！住めば都自慢」、「尼ノ風景ー尼ノ民の一日」カテゴリ内ページを移行する。【約30ページ】※ さらに上記「2」に掲載の各エリアの特性を生かしながら、本市だからできる暮らしを実践している方の記事を作成する（2記事以上）。
5	本市で活動する人の紹介	—	○	現行サイト「尼ノ民」カテゴリ内ページを移行する。【約50ページ】※
6	本市の施策紹介	—	○	現行サイト「尼ノ暮らしー突撃！尼ノ市役所」、「尼ノ風景ー尼ノ社会見学」、「尼ノ國とはー築城奉行日記」カテゴリ内ページを移行する。【約40ページ】※
7	本市の教育施策紹介	—	○	現行サイト「尼ノ学びー尼ノ学校」カテゴリ内ページを移行する。【約15ページ】※

				ージ】※
8	本市の生涯、学習！の取組紹介 (みんなの尼崎大学や生涯学習プラザなど)	—	○	現行サイト「尼ノ学びーみんなの尼崎大学」カテゴリ内ページを移行する。 【約 50 ページ】※

※移行ページの詳細は本市と協議のうえ決定する。

## VI 業務内容

### 1 企画

いずれも複数案を提案し、本市と協議を行い決定するものとする。

- (1) サイト名・コンテンツ名  
サイトのメインタイトル及びコンテンツ名を企画すること。
- (2) 全体構成・コンテンツの見直し  
「V 掲載予定内容」の表に挙げる項目のとおり、既存サイトのカテゴリ移行と新規コンテンツの製作により全体構成を再構築し、本市に定住・転入することに魅力を感じられるような構成を企画すること。なお、加除した方が効果的と思われるコンテンツについては、両者協議の上、決定するものとする。
- (3) 各項目の更新頻度の提案  
「V 掲載予定内容」の表に挙げる各項目について、効果的に情報が届き、ページビュー数が増加するような更新頻度を提案すること。
- (4) サイトのPR方法  
サイトを市内外に向けて広く周知する方法を企画・提案すること。提案内容にかかるすべての費用は本契約金額に含む。
- (5) 閲覧ビュー数の継続的向上に向けての工夫  
サイト作成業務のみならず開設後も持続して閲覧ビュー数が伸びる工夫、内容を見たくなるサイト構成及びコンテンツを企画・提案すること。

### 2 構築業務

- (1) タイムスケジュールの作成  
掲載情報を精査分析したうえで、本業務のタイムスケジュールを作成すること。期間内に尼崎市が確認する期間を設けること。
- (2) デザイン
  - ア 尼崎市の住みよさ・魅力が伝わるデザインであること。
  - イ 主に子育てファミリー世帯が、サイトに興味を持ち、親しみを抱く工夫をすること。
  - ウ 各ページに統一したデザインを採用するとともに、操作に一貫性を持たせること。
  - エ アクセシビリティに配慮し、年齢層に関わらず、誰もが見やすく、使いやすいデザインであること。
  - オ ページデザイン・レイアウト案を複数提示し、尼崎市と協議を行い決定すること。
  - カ 閲覧者がなるべく少ないクリック数（3回以内）で目的とする情報に到達できるように階層設計を行うこと。

(3) ページ・コンテンツの製作

トップページ及び下位ページのコーディングを行うとともに、コンテンツ素材の収集、提供、加工を行うものとする。

(4) コンテンツ・マネジメント・システム（以下、「CMS」という。）の導入

ア コンテンツ更新にかかる作業効率の向上、省力化が可能となるようにすること。

イ 情報の掲載や更新時に各担当者が「Word」や「Excel」を扱う感覚で容易に入力及び更新が可能となるようにすること。

ウ 本文テキストや画像等からのリンク設定が柔軟にできること。

エ 今後、市として重点的に発信する情報の変化に対応可能なトップページ機能の柔軟性を可能な限り実現できる汎用性を備えること。

オ ユーザ ID とパスワードによるログイン認証を可能とし、ユーザ ID 個別の権限に応じた操作画面が表示されること。なお、本市が利用するユーザは作成者、承認者、管理者の3種を想定している。

(5) 撮影・原稿製作

「V 掲載予定内容」の表中「撮影・原稿製作の有無」に○印があるものについては、撮影・原稿製作を行うこと。具体的に撮影・原稿製作を行う事業・取組・スポットなどは市と協議のうえ決定する。

ア 撮影はプロカメラマンにより、デジタルカメラ（JPEG データで撮影できる 400 万画素以上の一眼レフタイプのもの）で撮影すること。

イ 撮影日、撮影場所は事前に市と協議し、決定すること。

ウ 必要に応じ、市の指定する工程でカメラマン、デザイナーが同伴するロケハンを行うこと。

エ 必要に応じ、モデル（選考には市の同意が必要）を使用する。

オ 物品の撮影などでスタジオを使用することがある。

カ 消耗品、現像、スタジオ使用、モデルなど撮影にかかるすべての経費は本契約金額に含む。

キ 原則、撮影した写真の著作権は市に帰属し、サイトへの使用、未使用に関わらず、以後、市や市の外郭団体などが作成する発行物のうち市が使用してもよいと判断したものについて、自由にトリミング等をして使用することがある。ただし、市への著作権帰属が不可の素材の使用を希望する場合は、市と協議のうえ、使用を決定すること。

(6) 現行コンテンツの移行

「V 掲載予定内容」の表中「現行サイトから移行」に○印があるものについて、移行に関する全体的なルール、手順等を記した移行作業手順書を作成し、受託事業者にてコンテンツ移行を行う。

(7) 双方向の情報発信が可能な機能

Instagram や Twitter、Facebook など SNS のボタンを設置し、双方向のやり取りができる機能を導入すること。

(8) 新着情報の掲載

情報を更新した時点で、新着記事としてトップページに情報を掲載できること。

(9) サイト内検索の設置

トップページにサイト内検索ウインドウを設けること。

(10) セキュリティ対策

- ア 情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- イ 不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざん等を防ぐ適切な処置を施すこと。
- ウ ソフトウェアが常に最新の定義ファイルに更新されるなどの十分なウイルス対策を施すこと。

(11) サイトの運営管理方法

Web、サーバー管理、ドメイン管理等の維持管理については、原則、受託者が行うものとする。なお、現行サイトのドメインについて、不正に利用されないことがないよう、2年間は保持しておくこと。また、現行サイトにアクセスした際に、新サイトへ誘導される仕組みを構築すること。

(12) サイト運営のガイドライン作成及び職員研修

- ア 運営方式、体制等の提案、アドバイスをを行うこと。
- イ サイト運営、ページ作成、編集についての明確なガイドラインの作成を行うこと。
- ウ CMS 操作マニュアルの作成及び操作研修を行うこと。

(13) サイト PR の実施

「VI 業務内容 1 企画 (4) サイトの PR 方法」で企画・提案したサイト PR を実施すること。なお、詳細は本市と協議のうえ決定する。

(14) その他

- ア スマートフォン、タブレット端末に対応すること。閲覧者の端末によって、表示を最適化すること。
- イ 外国人に対応したページの作成若しくは外部の無料翻訳サービス（Google 翻訳サービス）等を活用した言語翻訳機能を有すること。
- ウ 外部の動画サービス（You Tube）等を活用した動画再生機能を有すること。
- エ Instagram 等の SNS や Google Map API 等のクラウドサービス等との連携が可能であること。
- オ サイトについてのプロモーションが可能となるよう、他のサイト等に添付可能なバナーを製作すること。
- カ その他、事業提案時に受託者が提案した機能、項目等を盛り込むこと。

### 3 保守運營業務

(1) 尼崎市定住・転入促進情報発信サイト（以下、「サイト」という。）の運営保守

- ア サイト及びコンテンツ管理システム（以下、「本システム」という。）に関する保守および運営サポート
- イ 運営マニュアルの構築及び維持管理
- ウ サイト全体の微調整

(2) 本システムの保守運営における、ホスティングサーバー費用又はASP費用、ドメイン取得および登録費用、SSL費用を提示すること。また、CMSに関して追加ライセンスの費用が発生しないこと。

(3) 次の時間における CMS に関する操作方法、管理方法の問合せに関する支援

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分。ただし、土日、祝日、年末年始の休日については尼崎市および受託者で協議の上決定する。

(4) パッチ適用等による本システムの安定稼働を図るための保守業務

ア 本システムやセキュリティに関してソフトウェアアップデートのリリースがされた場合のみ、本システムのセキュリティパッチを適用する等の変更を実施する処理（以下、「変更処理」という。）を行う際には、受託者は実施計画書及び作業手順書を尼崎市に提出し、尼崎市と受託者が実施内容・実施日時を協議して行うものとする。

なお、受託者は、実施結果について速やかに業務実施結果報告書を作成し、尼崎市に提出するものとする。

イ 万が一、変更処理をすることにより本システムに支障をきたした場合には、受託者は変更処理前の状態に復元すること。また、その障害原因を調査し、改善結果を踏まえた中で前項「ア」の手順どおり実施するものとする。

(5) 緊急時保守業務

受託者は、尼崎市から本システムに障害が発生した旨の連絡を受けたときは、できるかぎり速やかに調査開始し、本システムを正常な状態に戻す作業を実施すること。復旧に時間を要する場合には、その旨を報告しサイト一時閉鎖などの緊急処置をとること。

なお、正常な状態に回復させた後、当該作業内容等の報告書を直ちに尼崎市に提出すること。また、障害の発生原因を究明した後、これらの関連業務の結果について速やかに業務実施結果報告書を作成し、尼崎市に提出するものとする。

## Ⅶ 本システム基本要件

本システムの基本要件は、以下のとおりとする。

### 1 システム要件（構築業務・保守運營業務共通）

(1) Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であり、閲覧に関して特別なソフトウェアのインストールの必要等はなるべく生じないシステムであること。

(2) 閲覧ブラウザ、OS(バージョン)の最新版に対応していること。

(3) スマートフォンやタブレット端末でも最適化された閲覧が可能な仕様とする。

### 2 ソフトウェア（構築業務・保守運營業務共通）

(1) 導入する CMS については、毎年の更新ライセンス費用等は発生しないこと。

(2) 管理を行う尼崎市側の端末に専用ソフトをインストールしないシステムを構築すること。

(3) 必要に応じて適切なバージョンアップが可能であること。

### 3 ハードウェア（構築業務・保守運營業務共通）

(1) 将来的な拡張性を十分考慮すること。

(2) ディスク容量の増設、メモリ等の増設等、環境の変化にあわせた拡張が実現できること。

(3) ハードウェアはデータセンター内で厳重に管理されていること。また、安定性、実績を考慮して選定すること。

(4) バックアップ処理に対応すること。万一の障害時でも迅速に復旧できるよう、連絡及び復旧体制を整えておくこと。また、自動バックアップが可能なシステムとすること。

(5) サイトの閲覧、ファイルのアップロード及びダウンロード等においては、運営に差し支えない速度を確保すること。

### 4 機能要件（構築業務・保守運營業務共通）

- (1) コンテンツの公開予約機能を持ち、指定日時に該当ページの公開及び非公開が設定できること。
- (2) アクセス解析機能を持ち、尼崎市側の端末において、閲覧者数・訪問者数・閲覧日・ページごとの閲覧数・検索キーワード・アクセスポイント（市単位）、ユーザー動線等の分析が可能であること。毎月1回、アクセス解析レポートを作成し、尼崎市に提出すること。
- (3) 視聴覚障害者及び高齢者への対応として、ウェブアクセシビリティに対応すること。

## **VIII 契約に関する条件**

### **1 支払条件**

業務完了後、適法な請求があった日から30日以内に一括払

### **2 成果物に関する事項**

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した成果物に係る著作権は全て尼崎市に帰属する。

### **3 著作権・著作隣接権などの使用許諾**

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用する。

## **IX 提出書類**

受託者は、契約締結後又は業務完了後速やかに、次の資料を業務報告書として作成し、尼崎市に提出、検査を受けること。

なお、各書類の書式については、別途、協議を行うものとする。

- (1) 業務委託着手届（契約締結後）
- (2) 業務計画書（契約締結後）
- (3) 業務報告書（業務完了後）
- (4) 業務完了届（業務完了後）
- (5) その他、尼崎市が必要と認める書類（契約締結後・業務完了後）

## **X 特記事項**

- 1 業務実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- 2 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
- 3 そのほか仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議し対処すること。

## **XI 連絡先**

尼崎市総合政策局政策部広報課

尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6021 FAX：06-6489-1827

以 上